

令和6年度事業計画

公益社団法人としての社会的評価の確立と協会の永続的发展、拡大に向けた事業の推進

看家紹介業の发展、拡大を目指し、事業の充実、強化に取り組んでまいります。
看家紹介業を取り巻く環境は大きく変化しております。

人口の減少と少子高齢化が急速に進み、高齢夫婦だけの世帯や一人暮らしの高齢者が増加し、また、子育て期に仕事と育児を両立できる働き方が可能となる社会の実現が求められています。こうしたなかで、介護や支援の必要な高齢者の方や子育て中の共働き世帯をはじめ、家政サービスに対するニーズが増大し、また、その内容も多様化してきています。

国も令和5年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、女性活躍政策として仕事と家庭の両立に向けて家事支援サービス利用の普及の取組みを強化すること、質の高い介護サービスを必要に応じて受けることのできる体制を確保するため介護保険外サービスの利用促進に係る環境整備を図ることなどを提示しています。

このような動きをビジネスチャンスとしてとらえ、新たな時代に乗り遅れることなく的確、機敏に看家紹介事業の展開を図るとともに、求職家政婦（夫）確保の効果的な取組みを行っていくことが重要となっています。

このため、公益の増進と活力ある社会の実現に資することを目的とする公益社団法人の使命を果たすとともに、正会員である紹介事業者の発展と特別会員である家政婦（夫）の就労機会の増大ならびに看家紹介業への社会的評価の向上を図ってまいります。

本年度は、以上のような基本方針のもとに、次に掲げる重点事項をはじめ、事業の積極的、効果的な実施に取り組んでまいります。

【重点項目】

- 公益目的事業の適正、的確な実施
- 家政士検定制度の適切かつ積極的な運営とこれを基軸とする看家紹介事業の発展戦略の展開
- 介護保険関係事業への参画
- 感染症対策の徹底

1 家庭における高齢者等の介護の重要性に鑑み、介護関係業務に従事する看護師・家政婦（夫）が提供する介護サービス等の向上を図る事業（公益目的「公1」の事業）

(1) 民間人材サービスの活用検討事業

「民間人材サービスの活用検討事業」を国から受託します。仕事と育児・介護の両立に取り組む共働き世帯やひとり親家庭等、仕事と家庭の両立のため家事支援サービスによる支援が必要な者が適切かつ効果的に活用できるようにするとともに、サービスの利用向上が図られるようにするため、①有識者・家政婦紹介事業者等による検討会の開催、②家事支援サービスの効果的な提供のあり方についてのケーススタディの実施、③仕事と家庭の両立に問題を抱える者の類型別のサービス提供モデルの構築と標準契約モデル、求人票補助シートの作成、④利用者、潜在求職者等への効果的な働きかけのモデル実施、求職者向けリーフレットの作成・配布等を行います。

(2) 団体等検定の創設支援事業

「団体等検定制度の創設支援事業」を国から受託します。社内検定認定制度を拡充した制度として、企業、団体外の労働者も受験可能とするべく令和5年度に創設された団体等検定制度の適用を希望する企業・業界団体等に対する支援のため、①コンサルタントの配置による団体等検定制度及び社内検定制度の認定を目指す企業・業界団体等への相談・支援の実施、②団体等検定認定制度に係るホームページの作成支援やリーフレット、活用事例集の作成とこれらを活用した周知広報支援、③出張相談会の開催、④試行試験の支援等を行います。

(3) 紹介業運営セミナー

看家紹介業における職業紹介業務については、法令に定められた事項の他は、各紹介所でそれぞれの創意工夫により実施されています。そのため、①事業承継者や新規事業者から具体的な業務運営のノウハウを知りたいというニーズがあること、②求人者や求職者への説明不足によりトラブルとなるケースが見受けられること、③円滑な紹介所間の業務連携のために標準的な業務方法が共有されていることが望まれること、から適正かつ効果的な業務の標準的な流れや、求人者・求職者に説明しておくべき事項その他業務遂行上の留意点について、紹介所長、紹介責任者、従事者を対象にセミナーを実施します。

本セミナーは、正会員をはじめ、不特定多数の方々が広く参加されることを期待するとともに、そのための働きかけを行います。

(4) 介護家政サービス向上セミナー

家事サービスニーズの多様化や家電製品の進化に対応するとともに、増加する短時間の仕事を段取りよくこなせるようになることがますます重要になってきています。このようなニーズの変化に的確に対応するためには、家政婦（夫）は自ら研鑽に励み、知識とスキルの向上を図ることが重要です。

このため、①自主的な研鑽の必要性和取組み方法、②決められた時間内に仕事をやりきるタイムマネジメント（時間管理）の方法、③これからの時代の家政サービスのあり方、について DVD 及び冊子の教材による講義とともに受講者によるグループワークを行います。

本セミナーは、特別会員をはじめ、その知識、技術を必要とする不特定多数の方々が広く参加されることを期待するとともに、そのための働きかけを行います。

(5) 介護労働安定センターとの連携による家政婦紹介所等への支援

公益財団法人介護労働安定センターが実施するインストラクターや専門家を派遣しての ICT の活用支援事業及び BCP（事業継続計画）を策定しようとする企業向けの BCP 策定・運用支援事業について、同センターと連携して家政婦紹介所が効果的に利用できるよう支援を行います。また、同センターが実施する各種研修、セミナー、講習会等に協力、連携し、家政婦（夫）の受講を促進します。

(6) 職業紹介責任者講習の共同実施

公益社団法人全国民営職業紹介事業協会の協力を得て、看家紹介事業向けの職業紹介能力向上のための職業紹介責任者講習をブロック単位で実施します。

(7) 介護保険制度に対する対応

令和 6 年 4 月からの第 9 期介護保険事業計画及び介護報酬改定や介護職員処遇改善加算について、介護現場での処遇や職場環境の改善、感染症への対応力の強化に実効が上がるよう、行政当局への要望などを積極的に行ってまいります。

2 看護師・家政婦（夫）の職業紹介事業が適正に行われることにより、労働力需給の円滑化、雇用の安定に資するための相談及び援助の事業（公益目的「公2」の事業）

(1) 相談・苦情窓口の設置

フリーダイヤル（☎0120-041-817）を事務局に設置し、利用者（求人者）からの各種サービスに関する問合せ等に対応するとともに苦情処理についても必要に応じ関係機関の協力を得て問題解決に向けて支援してまいります。なお、これらの貴重なデータは記録として残し、今後の事業運営、研修等に活用してまいります。

(2) 賃金不払補償の支援

公益財団法人介護労働安定センターが実施する「賃金不払補償」の適用が受けられ、家政婦（夫）が安心して働けるよう相談・助言を行います。

また、紹介所や看護師・家政婦（夫）に係る不法行為を行った求人者については、被害の連鎖を防止するための情報提供等の対策を講じます。

3 看護師・家政婦（夫）の職業紹介事業が適正に行われることにより、労働力需給の円滑化、雇用の安定に資するための調査研究、出版、広報の事業（公益目的「公3」の事業）

(1) 啓発・広報の事業

① 広報事業については、従来から法令遵守や紹介事業の改善、看護師・家政婦（夫）のスキルアップのための情報提供に努めてまいりましたが、今後も引き続き情報提供するための媒体を発行してまいります。

家政士検定制度について、受験案内、試験実施結果、家政士合格者の就労状況等の各種情報を正会員及び特別会員はもとより、関係各方面に適時、適切に情報提供するとともに、報道機関や業界紙をはじめ効果的な対外公報に取り組んでまいります。

また、紹介所においても、各紹介所が発行する社内報、利用者や介護施設・行政機関等向けの広報誌、ホームページなどを通じて家政士検定試験の周知、広報に積極的に取り組んでいただけるよう努めてまいります。具体的には、①合格した会員の声、②会員以外の合格者の声、③合格者が登録している紹介所長の声や求人者、求職者等に対しての家政士資格の効果的な活用事例などを収集、整理し、周知、広報のための素材として各紹介所に提供することといたします。これらを参考に、各紹介所が自ら工夫したものを作成して積極的にPR活動をしていただくことにより、家政士検定試験の受験者の増加、さらには、社会的評価の向上に繋がるように図ってまいります。

なお、「はなえみ」及び「看家協会ニュース」については、会員への利便性を考慮しつつ経費削減を図るため、引き続き紙媒体から電子媒体への移行を図ってまいります。

- ・ 広報誌 「看家広報・はなえみ」 隔月発行
- ・ 情報誌 「ほほえみ」 年4回発行
- ・ 会員向け情報紙 「看家協会ニュース」 隔月発行

② 近年のスマホやタブレットなどの利用拡大状況に対応して、若い年齢層を中心とした幅広い層と家政婦（夫）をターゲットに情報発信するべく令和4年度に開設したユーチューブ、X（旧ツイッター）での協会公式チャンネルにおいて、令和6年度は「食」をテーマとした「家事サービスのコツ」や「家政士検定試験合格者のインタビュー」など家政婦（夫）の技能・サービス向上に役立つとともに求人者及び求職者の新規開拓に結び付くような情報の発信に努めます。

- ③ 協会のホームページにつきましては、さらに活用しやすいようにコンテンツの充実を図るとともに、スマホ対応のホームページの作成に取り組んでまいります。

URL <http://www.kanka.or.jp>

- ④ 当協会の会員である全国の各紹介所が、独自の特色や地域の特性を生かしたホームページを作成することにより、潜在している求人ニーズや就労希望に応えられるよう、紹介所独自のホームページの作成、改善の支援をいたします。また、協会のホームページとリンクすることにより、広報事業の効果を増大させることといたします。

(2) 調査研究の事業

子育て、介護等の分野で地方自治体等と連携して新たな求人先を開拓した取組み、求職者確保に結び付いた効果的な取組み、IT機器等を活用した効率的な事務、経理の実施方法等について好事例の調査、分析を行い、求人者・求職者確保や事業の効果的、効率的な運営に向け、協会が取り組むべき支援策について検討します。

(3) 書類の出版・販売の事業

職業紹介事業を行うのに必要な法令様式等について、法令の改正等に伴う様式変更や多様化するニーズに対応するべく使い勝手のよい書類等を制作・販売することにより、法令を遵守した事業を展開し、求人者や求職者に安心して紹介所を利用していただけるよう努めます。また、労働局への申請書類等の助言、指導等のサービスを実施してまいります。

4 看護師・家政婦（夫）の職業紹介事業が適正に行われるための運営に関する指導、普及、啓発、支援等の事業（公益目的「公4」の事業）

(1) 紹介所間の業務提携及びハローワークによる情報提供に関する支援

複数の紹介所間の業務提携が適正、円滑に行われることに資するための情報提供や相談、ハローワークによる求職者、求人者に対する看家紹介所の情報提供についての相談、行政との連絡調整等の支援を行ってまいります。

(2) 家政婦（夫）の求人賃金引上げの要請活動

経済活動がコロナ禍前の状況に回復するなかで人材獲得競争が激化し、加えて諸物価の高騰により、家政婦（夫）人材の養成、確保の困難度が増しています。こうしたなか国は、昨年を上回る水準の賃金引上げを重要政策課題として取り組み、経済界、労働界はじめ各方面においてもこれに呼応する動きが広がっています。こうしたことを踏まえ、家政婦（夫）人材の養成、確保と生活の安定を図るべく、本年度も、協会、会員紹介所が一体となって、求人者に対して、求人賃金の引上げについて理解と協力をお願いするなど積極的な要請活動を行ってまいります。

(3) 厚生労働省へのインターネット関連事務の支援事業

職業安定法改正により義務化された各看家紹介所の就職者数及び手数料等の厚生労働省「人材サービス総合サイト」への情報掲載の事務について、厚生労働省の承認のもと、協会が会員紹介所や職業紹介責任者の委託に応じ、情報掲載の代行による支援を行ってまいります。

(4) 労災特別加入と労災事務センターの運営事業

看家紹介所の紹介により個人家庭に雇用されて就労する家政婦（夫）について、従前、介護関係業務に限られていた「労災保険の特別加入」の対象に、家事支援業務（炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為）が、平成30年4月1日から加えられたことから、新たに対象となった家事支援業務に従事する家政婦（夫）をはじめ、関係者への制度の周知及び加入促進を厚生労働省とも連携し、積極的にすすめるとともに、「労災事務センター」の適正運営に努めてまいります。

あわせて、介護労働安定センターが行う健康診断助成金を活用した健康診断の受診、団体傷害保険の事故発生状況および労働災害発生状況の周知、啓蒙を行うことにより、災害、事故の防止活動に努めてまいります。

(5) 在宅福祉サービスを適正円滑に進めるための支援の事業

① 各種協定に基づく支援事業

業務上により被災された労災年金受給者等に対し、必要とされる介護や家事等の援助サービスが円滑に提供できるよう、関係団体・機関等と協定を締結し、サービスの提供に努めます。

- ・ 一般財団法人労災サポートセンター（労災年金受給者）
- ・ 人事院事務総局職員福祉局（国家公務員）
- ・ 地方公務員災害補償基金（地方公務員）
- ・ 防衛省人事教育局（防衛省職員）
- ・ 最高裁判所事務総局人事局（最高裁判所職員）

② ホームヘルパー協定事業

企業の社員が、仕事と家庭での介護や育児とを両立し、安心して仕事を続けていくことができるための制度として、本協定は企業の福利厚生に大きな役割を果たしています。今後、このようなニーズはさらに増加することが見込まれますので、協会役員及び職員による「加入促進チーム」を中心に、引き続き積極的に企業に対して加入を働きかけてまいります。

(6) 施設の貸与の事業

当協会の本部会館の会議室を、当協会が実施する公益目的事業の趣旨に合致したものであることを条件に、会員及び会員以外の者にも低廉な料金で貸し出し、施設の有効利用を促進します。

5 会員のための福利厚生事業（共益「他1」の事業）

(1) 協会会員の加入促進による組織の拡大

家政婦（夫）を会員とする全国唯一の組織として結成したのは、看家紹介事業者及び家政婦（夫）の力を結集し、看家紹介事業の存在感と社会的評価を高め、家政婦（夫）の働く環境の向上等を図り、もって社会に貢献しようとするものであります。この目的を達成するためにも協会の会員、なかでも特別会員の加入促進は最大の課題であります。

本年度も会員の皆様のご理解、ご協力を得て、正会員、特別会員の加入促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

会費の管理に関する事務処理については、なお一層円滑な事務処理ができるよう努めてまいります。

(2) 表彰制度の充実

当協会における「会長表彰制度」の運営、「職業安定局長表彰」や「厚生労働大臣表彰」の推薦については、正会員である紹介所長並びに特別会員である看護師・家政婦（夫）の使命達成への意欲と職務への誇りを高め、看家紹介事業への社会的評価の向上につながるよう、適正かつ積極的に取り組んでまいります。

(3) 慶弔金品の支給

慶弔金品規程に基づき、正会員、特別会員の慶弔禍福の際に慶弔金品を支給し、福利厚生の実現に努めてまいります。

(4) 各種共済制度の運営

令和5年9月より当協会で一元的に運営しております「家政婦（夫）賠償責任補償制度」につきましては、安定的運営に努めるとともに加入促進を図ってまいります。

傷害補償制度につきましては、公益財団法人介護労働安定センター運営に係る制度が本年3月末で廃止されることを受け、当協会において本年4月より、これに代わる制度として「傷害補償制度（紹介所加入型）」を新設することとしております。現行の傷害補償制度（個人加入型）ともども円滑、適正な運営に努めてまいります。

共済給付（医療費助成）制度及びベビーシッター賠償につきましては、制度の充実、加入促進に努めてまいります。

(5) 特別会員向け家電量販店ポイントアップ制度の適用

家電量販店との提携により、特別会員が当該量販店の店舗及びネットショップにおいて商品を購入する場合に、通常のポイントにさらにポイントが上乘せされるポイントアップ制度について、提携する企業を増やすなどにより、より多種多様な商品を有利に購入することができるよう取り組んでまいります。

6 家政士検定の事業（共益「他2」の事業）

厚生労働大臣認定の社内検定制度である「家政士検定」の公正、的確な実施、運営に取り組みます。

家政サービスや家事支援業務に関する卓越した知識、技術の基準を定め、基準に達していることを評価するための学科試験及び実技試験を行い、合格者には、「家政士」の資格を授与します。

本年度は、11月16日（土）に学科試験、16日から22日（金）の間に実技試験を全国的規模で実施します。実施に当たっては、適切な試験問題の作成、公正、円滑な試験運営、より多くの人に受験いただくとともに家政士資格に対する社会的な認知、評価が高まるような積極的広報に努めます。特に、受験料30%の学生割引制度の周知、広報を積極的に行い、大学、専門学校等の学生の受験の増加に取り組みます。

あわせて、家政士検定制度により家政婦（夫）の技術、知識等のレベルの保証が実現し、求人者、求職者双方の信頼度を高めることができるようになることから、企業の社員の福利厚生・生活支援制度への参画、百貨店等が行うコンシェルジュ窓口などの顧客サービスとの連携、大学家政学部や職業能力開発施設との連携など、家政士検定制度を基軸とした看家紹介事業の発展、拡大のための活動をすすめます。

特に、令和7年度が家政士検定試験開始10年に当たることから、家政士検定制度の周知拡大のための記念事業、家政士資格保有家政婦（夫）のスキルアップのための事業、これまで同試験未実施地域での初実施等について、令和7年度に向けて検討、準備を進めます。

7 職業紹介責任者講習等の事業（共益「他3」の事業）

(1) 職業紹介責任者講習の開催

職業紹介責任者講習については、家政婦（夫）への労働基準法等の法令適用の特殊性や紹介先が個人家庭であることによる就労の実情等を踏まえ、より適正、的確な看家紹介事業の運営に資する真に役立つ講習を、協会主催により平成30年3月から実施しています。本年度は、昨年を引き続き、5年前に当協会主催の講習を受講した者をはじめ、広く同講習の受講を希望する者を対象に全国各地域の会場での開催を目指し取り組みます。

(2) 職業紹介従事者向け研修教材の販売

平成29年の職業安定法改正により、職業紹介事業者は職業紹介責任者に職業紹介従事者に対する職業紹介の適正な遂行に必要な教育を行わせることとされています。

こうしたなか、会員紹介所が従事者への教育を容易にかつ効果的に行えるようにするため、看家紹介業の特性や実情に即して、従事者が関係法令をきちんと理解し、遵守するとともに、適格、円滑な紹介あつ旋をするための基本的な心構えと知識、技法を身に着けることができる教材を講義映像のDVDと冊子テキストをセットにして制作しました。引き続き会員をはじめ他職種の紹介所などに広く販売してまいります。

なお、この教材を使用して行う従事者教育や従事者による自己学習を厚生労働省に提出する事業報告書に記載することで、厚生労働省及び都道府県労働局より、職業安定法に規定された従事者教育を行ったと認められることとなります。

8 法人の管理

(1) 協会運営の基盤となる「ブロック協議会」及び「支部」組織の活発な活動への援助

当協会におきましては、全国に 10 のブロック協議会と 45 の支部が組織されております。これらの組織を通じて会員の意見等を協会運営に反映させ、必要な意見等は協会の事業として組み立て、全国の協会会員が共通認識を持ち、同じ方向に活動することが重要であります。ブロック協議会及び支部がより活発に活動できるよう工夫するとともに協会の各種事業が円滑に実施できるよう、協会としても連携をより強めてまいります。

(2) 各種会合を通じた協会運営の円滑化

正副会長会議をはじめ、各種委員会を開催し、その議論の方向に従って円滑な協会運営を図ってまいります。「開かれた協会運営」「開かれた議論」を実行してまいります。本年度は、新型コロナウイルス感染症流行の可能性があるなか、オンライン会議の活用をはじめ、安全かつ効果的な開催を図ります。

会議名	開催数
定時社員総会	1 回
理事会	4 回 (5 月、6 月、10 月、3 月)
正副会長会議	隔月
委員会合同会議	随時
教育研修委員会	随時
広報委員会	随時
調査研究委員会	随時
ブロック長会議	随時
支部長会議	随時

(3) 企業・団体会員の加入促進

当協会がさまざまな事業活動を展開するうえで、会員のみでなく、外部関係者の理解と協力を高めることが重要であります。このため、令和 2 年度に新たに企業・団体会員制度を導入したところです。本年度は、役員はもちろん会員の皆様方の協力を得て、取引関係、提携・協力関係や交友関係のある企業、団体又は個人に対して積極的に加入を働きかけることにより、企業・団体会員による協会事業の円滑、効果的な実施のための資金面、活動面の支

援及びセミナー、研修その他の各種会合への参画などを得て、当協会の事業の充実、強化がすすむよう取り組んでまいります。

(4) 事務局体制の整備と職員の意識改革

看家紹介業を取り巻く情勢の変化に対応して各事業を円滑、効果的に実施するためには、事務局の体制を整備し、職員一人一人の職務と責任を明確にした上で、個々の職員の資質と職務遂行能力を高めることが喫緊の課題であります。

職員の職務分掌をより明確かつ業務効率の上がるものとなるようにするとともに、職員間の緊密な連携協力に取り組めます。

あわせて、職員の使命は、「正会員」ならびに「特別会員」のためを第一に考え、正会員、特別会員のニーズに真摯に応えること、そのために日々研鑽を積み職務遂行能力の向上に努める必要があることを心から理解し、これらを実行するよう職員の教育、研修に取り組めます。

(5) 情報公開と個人情報の保護

「情報公開規程」及び「個人情報管理規程」に基づき、積極的に情報公開の促進に努めるとともに、個人情報を適切に保護、管理することに努めてまいります。

(6) 協会基本財産の保全と運用財産の執行管理

- ① 協会会館及び近畿ブロックセンターの土地、建物等の保全管理、また、協会基金の保全管理の適正化を図ってまいります。協会会館については、建物診断専門業者による耐久性等の検査の結果報告が4月に予定されており、これを踏まえて必要な対応をしてまいります。
- ② 運用財産の保全及び執行につきましては、「公益法人会計処理基準」に基づき、積立金の保全管理ならびに令和6年度収支予算の適正な執行管理に努めてまいります。
- ③ 協会の財務関係諸規定に基づき、財務管理の透明かつ公正化を図るとともに、予算書、決算書等の財務諸表についても適時見直しを図ってまいります。

(7) 財政健全化の取組みと事業の効率化、合理化努力の継続

当協会の財政状況につきましては、公益社団法人化した平成 23 年度以降、年間 2,000 万円を超える赤字が毎年度続いてきました。看家紹介業をめぐる社会のニーズや労働市場の環境が大きく変化し、また、会員外の家事支援サービス事業者との競争が激しさを増すなか、当協会が会員の皆様のために看家紹介業の発展と適正な運営、看護師、家政婦（夫）等の求職者の就労機会の確保、拡大のための各種事業を的確、効果的に推進していくためには、その土台となる財政の持続性確保が不可欠な状況となっております。令和 2 年度定時社員総会において、正会員会費の引上げ、企業・団体会員制度の導入等の財政健全化方策の承認決議をいただき、令和 3 年度より段階的に引き上げているところです。

令和 4 年 4 月から据え置いている兼業(1号)正会員に係る会費の引上げ問題については、新型コロナウイルス感染症や本年 4 月新設の傷害補償制度（紹介所加入型）等の経営上の影響等を踏まえて対応してまいります。

さらに、今後とも、各種事業の必要性や効果を継続的に点検し、効率的、効果的な事業運営に不断の努力を続けてまいります。

協会の財政基盤の改善と持続性の確保を図るためには、これらの事項の実現と合わせ、正会員及び特別会員の加入促進に向けた協会、会員あがての取組みが重要であり、会員の皆様お一人お一人のご理解とご協力をお願いいたします。